

新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金

募 集 要 領

【申請者用】

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症による売上げ減少等の影響が大きい山口県内の食事提供施設の営業維持への支援金を交付します。

2 支援金の対象者

次の要件の全てを満たすものが対象となります。

○山口県内の食事提供施設を営業する事業者※であること

※食品衛生許可証の営業の種類が「飲食店営業」（細目がバー、キャバレー、仮設、その他、自動販売機を除く）又は「喫茶店営業」（細目が自動販売機を除く）の許可施設を有する者（令和2年5月1日時点で有効な許可）

○山口県内に住所（法人にあっては、本店の所在地）を有する者であること

○県から休業要請した施設を営業する事業者でないこと

3 支援金額

支援額：1事業者当たり10万円（定額）

※複数店舗を運営している場合も1事業者として取扱います。

4 申請方法

(1) 受付時期 令和2年5月11日(月)～6月30日(火)

(2) 受付方法 原則として郵送

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※感染防止のため、申請先への持参はお控えください。

(3) 申請先 個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会へ送付ください。

(4) 必要書類

・申請書兼請求書

・食品衛生許可証の写し

・振込先口座の金融機関、口座番号、口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※支援金の支払は、金融機関への振り込みとなります。

<提出先・問合せ先>

事業所の所在地	提出・問合せ先	郵便番号	住所	電話番号
下関市	下関商工会議所	〒750-8513	下関市南部町21-19	083-222-3333
	下関市商工会	〒759-6311	下関市豊浦町大字吉永1861-1	083-772-0625
宇部市	宇部商工会議所	〒755-8558	宇部市松山町1丁目16-18	0836-31-0251
	くすのき商工会	〒757-0216	宇部市船木442-11	0836-67-1352
山口市	山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300
	徳地商工会	〒747-0231	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
	山口県央商工会	〒754-1277	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
萩市	萩商工会議所	〒758-0047	萩市東田町19-4	0838-25-3333
	萩阿武商工会	〒759-3112	萩市大字下田万1194-1	08387-2-0213
	萩・阿西商工会	〒758-0141	萩市川上4462-15	0838-54-5500
防府市	防府商工会議所	〒747-0037	防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
下松市	下松商工会議所	〒744-0008	下松市新川2-1-38	0833-41-1070
岩国市	岩国商工会議所	〒740-8639	岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
	岩国西商工会	〒742-0417	岩国市周東町下久原1568-2	0827-84-0183
	やましろ商工会	〒740-0502	岩国市美川町四馬神1310-4	0827-76-0100
光市	光商工会議所	〒743-0063	光市島田4-14-15	0833-71-0650
	大和商工会	〒743-0103	光市大字岩田2356-1	0820-48-2705
長門市	長門商工会議所	〒759-4101	長門市東深川1321-1	0837-22-2266
	ながと大津商工会	〒759-3803	長門市三隅中1524-2	0837-43-0033
柳井市	柳井商工会議所	〒742-8645	柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
	大島商工会	〒749-0101	柳井市神代4830	0820-45-2414
美祢市	美祢市商工会	〒759-2212	美祢市大嶺町東分320-3	0837-52-0434
周南市	徳山商工会議所	〒745-0037	周南市栄町2-15	0834-31-3000
	新南陽商工会議所	〒746-0017	周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
	熊毛町商工会	〒745-0663	周南市熊毛中央町3番7号	0833-91-0007
	鹿野町商工会	〒745-0302	周南市鹿野上2976	0834-68-2259
	都農商工会	〒745-0122	周南市須々万本郷575-1	0834-88-0010
山陽小野田市	小野田商工会議所	〒756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
	山陽商工会議所	〒757-0001	山陽小野田市鴨庄101-29	0836-73-2525
周防大島町	周防大島町商工会	〒742-2301	大島郡周防大島町久賀4485	0820-79-0300
和木町	和木町商工会	〒740-0061	玖珂郡和木町和木2-1-1	0827-53-2066
上関町	上関町商工会	〒742-1402	熊毛郡上関町長島480	0820-62-0177
田布施町	田布施町商工会	〒742-1511	熊毛郡田布施町下田布施814-1	0820-52-2983
平生町	平生町商工会	〒742-1102	熊毛郡平生町平生村178	0820-56-2245
阿武町	萩阿武商工会	〒759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2593-3	08388-2-2105

5 申請から支払まで

(1) 申請から支払いまでの流れ

【申請者】申請書兼請求書をダウンロード



【申請者】申請書兼請求書を作成



【申請者】申請書兼請求書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



交 付 決 定



支 払 い

(2) 備考

- 申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨の決定をしたときは、振込をもって交付を通知したものといたします。
- 申請書類の審査の結果、本支援金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

6 その他

(1) 提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。

(2) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。

(3) 本支援金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還することになります。

(4) 新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金申請書兼請求書の「5 申請要件等の確認」の要件を確認し、署名又は記名押印の上、申請をお願いします。

5 申請要件等の確認

以下の内容を了承します。

- ① 私は、申請内容に偽りがある場合、支援金を返還します。
- ② 私は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を申請・受領していません。今後も受領しません。
- ③ 私は、反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。
- ④ 私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化法に関する法律に定める風俗営業者ではありません。
- ⑤ 私は、本申請により入手する個人情報に関し、本支援金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ⑥ 私は、県税の滞納をしていません。

【問合せ先】

個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会(P2のとおり)

山口県商工労働部商政課 電話 083-933-3110